

大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月17日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小児医療費助成条例施行規則（平成7年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総所得金額」の次に「（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「同法附則第33条の3第5項」を「地方税法附則第33条の3第5項」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第3号中「（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除 350,000円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和2年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得の額の計算については、なお従前の例による。